(3)　番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地、二番地の二、三番地から五番地まで、六番地の一、七番地の一から七番地の七まで、八番地の一から八番地の七まで、九番地、十番地の一から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の一から十二番地の十四まで、十三番地の一から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の一、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

［(4)　略］

［五十八～六十七　略］

六十八　大分地区

大分県大分市大字日吉原一番の六、大字青崎四番の一、大字一の洲一番の一、二番の一及び二番の三、大字小中島字中島千二百番の一、千二百番の八及び千八百六十一番、大字三佐字浜新地千七百二十一番の二並びに字仲洲二千六百番、二千六百四十五番、二千七百番、二千七百五十番、二千七百六十番、二千七百八十三番、二千七百九十番、二千八百七十二番及び二千八百七十三番、大字鶴崎字西浜千八百二十五番、字塩田千八百五十番、字田ノ上千九百番の一、字向島千九百九十番の一、字家形二千四百三十番、字前田二千五百二十番、字平素麺二千六百番、字池田二千九百十八番の一、字長畑二千九百二十番の一、二千九百二十番の二及び二千九百二十番の十、字八反田二千九百六十番の一から二千九百六十番の五まで、字芳原三千番、字前川三千五十番並びに字新堀三千百番の一、三千百番の五及び三千百番の六並びに大字中ノ洲一番の一、二番の一から二番の三十三まで、二番の三十五から二番の四十一まで、二番の四十七から二番の六十二まで、二番の六十四から二番の八十八まで、三番の一から五番の三まで、六番の一及び六番の二の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［六十九～七十四　略］

備考　表中の［　］及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。

(3)　番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地、二番地の二、三番地から五番地まで、六番地の一、七番地の一から七番地の七まで、八番地の一から八番地の七まで、九番地、十番地の一から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の一から十二番地の十四まで、十三番地の一から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の一、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

［(4)　同上］

［五十八～六十七　同上］

六十八　大分地区

大分県大分市大字日吉原一番の六、大字青崎四番の一、大字一ノ洲一番の一、一番の二、二番の一及び二番の三、大字家島字一本木三十五番の二、四十四番、七十三番の一及び七十三番の二、字城ノ内百七十九番の一、百八十五番の三、百九十一番の二及び二百六番の二、字渡場二百二十二番の一、二百三十二番、二百四十四番及び三百四十九番の四、字横合三百四十八番の一、三百四十八番の二、三百四十九番の一から三百四十九番の三まで及び三百五十番、字上西川三百五十二番の一、三百七十九番の二、三百七十九番の三及び四百十六番の一、字東松浦千百十一番の一、千百二十番の一及び千百二十番の五、字内中洲千百六十五番の一、千百七十五番及び千百八十八番の一、字東中洲千百九十二番の四、千二百五十八番の三及び千二百五十九番の二及び字飛島千七百三番、大字小中島字新田五百四番の一、五百四番の四、五百四十六番の一、五百四十八番の一、五百五十一番の一及び五百六十二番の一、字江ノ道八百七十二番の一、八百七十二番の八、八百八十二番の二、八百八十八番の一、八百八十八番の十一、九百三十五番の二、九百三十八番の一、九百四十五番、九百四十六番の一、九百六十一番、九百六十六番、九百八十番、九百八十五番、九百九十四番、千二番、千五番、千十二番の一、千十二番の二、千三十六番、千五十一番、千五十三番の一、千五十三番の八から千五十三番の十まで、千五十四番の十二、千七十七番の二、千七十七番の三、千九十一番の一、千九十四番、千百十六番、千百十八番の二、千百二十番の十二、千百五十三番の二、千百五十四番の二及び千八百六十番の一並びに字中島千二百番の一、千二百番の八及び千八百六十一番、大字三佐字浜新地千七百二十一番の二並びに字仲洲二千六百番、二千七百四十五番、二千七百五十番、二千七百六十番、二千七百八十三番、二千七百九十番、二千八百七十二番及び二千八百七十三番、大字鶴崎字西浜千八百二十五番、字塩田千八百五十番、字田ノ上千九百番の一、字向島千九百九十番の一、字家形二千四百三十番、字前田二千五百二十番、字平素麺二千六百番、字池田二千九百十八番の一、字長畑二千九百二十番の一、二千九百二十番の二及び二千九百二十番の十、字八反田二千九百六十番の一、二千九百六十番の五、字芳原三千番、字前川三千五十番並びに字新堀三千百番の一、三千百番の五及び三千百番の六並びに大字中ノ洲一番の一、二番の一から二番の三十三まで、二番の三十五から二番の四十一まで、二番の四十七から二番の六十二まで、二番の六十四から二番の八十八まで、三番の一から五番の三まで、六番の一及び六番の二の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［六十九～七十四　同上］